

小田原市重点対策加速化事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、予算の範囲内において、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和4年3月30日環政計発第2203301号。以下「国交付要綱」という。）第29条第1項に規定する間接補助金を重点対策加速化事業費補助金として交付することについて、国交付要綱及び小田原市補助金の交付等に関する規則（昭和56年小田原市規則第2号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、国交付要綱及び規則において使用する用語の例による。

(補助金の種類等)

第3条 補助金の種類、補助の目的、補助対象者、補助対象事業及び補助金額は、別表に定めるとおりとする。

- 2 補助金の交付を受けようとする者が本市の市税に滞納がある場合は、交付の対象としない。
- 3 補助金の交付を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付の対象としない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- (2) 法人にあつては、役員のうち暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）に該当する者があるもの
- (3) 法人でない団体にあつては、団体の代表者が暴力団員に該当するもの
- (4) 個人にあつては、暴力団員に該当するもの

- 4 市長は、補助金の交付を受けようとする者の同意を得た上で、神奈川県警察本部長に対し、その者の情報を提供し、前項の各号に規定するもののいずれかに該当するかどうかを確認するものとする。

(交付の申請等)

第4条 規則第4条第1項に規定する交付申請書の様式、提出期限並びに同条第2項及び第3項に規定する申請書に添付を要する書類は、別表に定めるとおりとする。

2 市長は、規則第5条第1項の規定により交付の決定をしたときは、申請者に小田原市重点対策加速化事業費補助金交付決定通知書（様式第3号）を交付するものとする。
（申請の取下げ）

第5条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、補助金交付決定通知書を受領した日から30日を経過する日までとする。
（変更等の承認）

第6条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業の内容を変更しようとする場合は、小田原市重点対策加速化事業費補助金変更等承認申請書（様式第4号）に、当該変更等の内容を証する書類を添えて市長に提出し承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更をしようとする場合は、この限りでない。

- (1) 役員の変更
- (2) 事業所の所在地の変更（市外への移転を除く。）
- (3) 連絡先の変更
- (4) 前3号に掲げるもののほか、その他市長が軽微な変更と認める事項

2 市長は、前項の規定に基づく承認をしたときは、小田原市重点対策加速化事業費補助金変更等承認通知書（様式第5号）を交付するものとする。

3 補助事業者は、第1項ただし書に規定する軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

4 前項に規定する届出は、軽微な変更届（様式第6号）により行うものとする。
（交付の条件）

第7条 この補助金の交付の決定には、次の条件を付すものとする。

- (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）その他の法令及び関連通知の定めによるほか、国交付要綱の定めるところによること。
- (2) 補助事業者は、補助対象事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助対象事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

(3) 補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下この条において「取得財産等」という。）について、管理するための台帳を備え、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(4) 補助事業者は、取得財産等のうち次のアからエに掲げる財産を、市長の承認を受けずに、交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（破棄を含む。）を行ってはならない。

ア 不動産

イ 船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック

ウ 上記ア及びイに掲げるものの従物

エ 取得財産等の取得価格が単価50万円以上の機械及び器具、備品及びその他の重要な財産

(5) 前号の取得財産等の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間とする。

(6) 財産処分に係る承認申請、承認条件その他必要な事務手続については、環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について（平成20年5月15日付環境会発第080515002号大臣官房会計課長通知。この号において「財産処分承認基準」という。）の例による。また、財産処分承認基準第4に定める財産処分納付金について、環境大臣又は地方環境事務所長が定める期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて民法（明治29年法律第89号）第404条第1項の規定による法定利率により計算した延滞金を徴するものとする。

(7) 補助対象事業の完了によって補助事業者に相当の収益が生ずると認められる場合には、補助金の交付の目的に反しない場合に限り、補助対象事業の完了した会計年度の翌年度以降の会計年度において、補助金の全部又は一部に相当する金額を補助対象事業者へ納付させることができる。

（補助事業の完了予定期日の変更）

第8条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないため、当該事業の完了予定期日を変更しようとするときは、市長あてに補助事業の完了予定期日変更報告書（様式第7号）を提出し、その旨を報告するものとする。

2 第11条第2項による実績報告書について、完了予定期日変更報告書を兼ねる旨及び完了予定期日変更報告書に記載すべき事項が記載されている場合には、当該年度実績報告書を前項の完了予定期日変更報告書として取り扱うことができる。

3 前項の規定にかかわらず完了予定期日の変更が補助事業の内容に著しい変更を伴う場合は、第6条に規定する補助金の変更承認申請によるものとする。

(交付の決定の取消し)

第9条 市長は、規則第9条第3項及び第16条第4項の規定により交付の決定を取り消したときは、申請者に小田原市重点対策加速化事業費補助金取消通知書（様式第8号）を交付するものとする。

(報告等)

第10条 市長は、この要綱の施行に必要な限度において、補助事業者に対し、報告をさせ、又は検査を行うことができる。

(実績報告)

第11条 規則第13条の規定による実績報告は、小田原市重点対策加速化事業費補助金実績報告書（様式第9号）に、別表に規定する添付書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の額の再確定等)

第12条 市長は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定して、小田原市重点対策加速化事業費補助金交付額確定通知書（様式12号）により補助事業者へ通知するものとする。

2 市長は、補助事業者へ交付すべき補助金の額を確定した場合において、その額を超える補助金が既に交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、その命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金又は加算金を徴するものとする。

(補助金の額の再確定)

第13条 補助事業者は、補助金に関して、違約金、返還金その他交付金に代わる収入

があったこと等により補助金に要した経費を減額すべき事情がある場合は、市長に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第11条に準じて提出するものとする。

2 市長は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、前条第1項に準じて改めて額の再確定を行うものとする。

3 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

(補助金の返還)

第14条 市長は、補助事業者が次に掲げる要件に該当したときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 第3条第3項各号のいずれかに該当したとき。

(3) 規則及びこの要綱に違反したとき。

2 市長は、第9条の取り消しを行った場合において、既に当該取り消しに係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の返還を命ずるものとする。

3 第12条第3項の規定は、前項の場合に準用する。

(書類の整備保管)

第15条 補助事業者は、補助金について経理を明らかにする帳簿を作成し、事業終了年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。ただし、取得財産等について第7条第5号で定める処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳その他関係書類を保存しなければならない。

2 前項の規定に基づき保管すべき帳簿等のうち、電磁的記録により保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(実施細則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表 (第3条、第4条、第8条、第9条関係)

1 重点対策加速化事業

(1) 自家消費型太陽光発電設備 (P P A ・ リース型家庭用 ・ 事業用)

交付金交付の目的	P P A ・ リース契約等 (太陽光発電設備を設置するに当たり、建物の所有者の初期投資に係る自己負担額がゼロ円となる契約形態で、一定期間経過後に太陽光発電設備の所有権が建物所有者に移転するものを含む。以下同じ。) による太陽光発電設備に係る整備費用の一部を補助することにより、太陽光発電設備の更なる普及と再生可能エネルギーの利用の促進を目的とする。
交付対象者	P P A ・ リース事業者等
交付対象事業	自家消費型太陽光発電設備を設置する事業で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。 1 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領 (令和4年3月30日環政計発第2203303号。以下「国実施要領」という。) 別紙2の2ア (ア) に定める交付要件を満たすこと。 2 太陽光発電設備の発電電力量等の計測器が設置されること。 3 小田原市内に設置されるものであること。 4 事業用として事業所等に設置される太陽光発電設備

	<p>で発電した電力のうち余剰電力を売却する場合においては、市登録発電事業者（小田原市地産地消再エネ事業者登録事務要領第4条第2項により登録されたものをいう。）を介して市が指定するエリアエネルギーマネジメント事業者に売却すること。（ただし、単独250kW以上の太陽光発電設備の場合、地産地消再エネ事業者を介さずに市が指定するエリアエネルギーマネジメント事業者に直接売却することも可。）</p> <p>5 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業でないこと。</p>				
<p>交付金額</p>	<p>5万円/kW（事業用として事業所等に設置されるもの）</p> <p>7万円/kW（家庭用として住宅等に設置されるもの）</p> <p>上記にかかわらず、ソーラーカーポート等を導入する場合は次のとおりとする。</p> <p>補助対象事業費の1/3（ソーラーカーポートを導入する場合）</p> <p>補助対象事業費の3/5（建材一体型太陽光発電設備（窓）を導入する場合）</p> <p>補助対象事業費の1/2（建材一体型太陽光発電設備（壁）を導入する場合）</p> <p>※いずれも上限500万円/件</p>				
<p>交付申請書</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="376 1809 579 1899"> <p>様式</p> </td> <td data-bbox="579 1809 1386 1899"> <p>様式第1号</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="376 1899 579 1977"> <p>提出期限</p> </td> <td data-bbox="579 1899 1386 1977"> <p>交付申請をする日の属する年度の1月末まで</p> </td> </tr> </table>	<p>様式</p>	<p>様式第1号</p>	<p>提出期限</p>	<p>交付申請をする日の属する年度の1月末まで</p>
<p>様式</p>	<p>様式第1号</p>				
<p>提出期限</p>	<p>交付申請をする日の属する年度の1月末まで</p>				

	添付書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 交付申請書別葉（様式第1号別葉） 2 申請者の登記事項証明書の写し 3 役員等氏名一覧表（様式第2号） 4 申請日の属する年度に取得した完納証明書等の小田原市税に係る滞納が無いことを証する書類の写し 5 設備容量等が分かる書類 6 その他市長が必要と認める書類
交付金交付決定通知書様式		様式第3号
交付決定通知書の交付時期		交付申請書類收受後、おおむね1か月
実績報告書	様式	様式第9号
	提出期限	交付申請をする日の属する年度の2月末まで
	添付書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 実績報告書総括表（様式第10号） ※設置個所が複数ある場合のみ。 2 実績報告書個票（様式第11号（その1）） 3 施工前後の写真 4 PPA契約書の写し（またはリース契約書の写し） 5 その他市長が必要と認める書類
交付金の交付の時期		実績報告書の收受後、1か月以内
その他交付要件		<ul style="list-style-type: none"> ・ 整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は、原則、交付対象外とする。

	<ul style="list-style-type: none"> 法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。
申請等様式の特例	<ul style="list-style-type: none"> 交付申請書（様式第1号）、実績報告書（様式第9号）及び実績報告書総括表（様式第10号）以外の様式は、その内容が規定様式と比して不足がないときに限り、他の書式によって代用することができる。

(2) 蓄電池（P P A ・リース型家庭用）

交付金交付の目的	太陽光発電設備に係る蓄電池の整備費用の一部を補助することにより、太陽光発電設備の更なる普及と再生可能エネルギーの利用の促進を目的とする。	
交付対象者	P P A ・リース事業者等	
交付対象事業	<p>1 (1)又は1 (3)の付帯設備であって家庭用として住宅等に設置される蓄電池を設置する事業で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国実施要領別紙2の2ア(イ)に定める交付要件を満たすこと。 2 小田原市内に設置されるものであること。 3 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業でないこと。 	
交付金額	蓄電池の価格（円/kWh）の1/3 （ただし、4.7万円/kWhを上限とする。）	
交付申請書	様式	様式第1号
	提出期限	交付申請をする日の属する年度の1月末まで

	添付書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 交付申請書別葉（様式第1号別葉） 2 申請者の登記事項証明書の写し 3 役員等氏名一覧表（様式第2号） 4 申請日の属する年度に取得した完納証明書等の小田原市税に係る滞納が無いことを証する書類の写し 5 設備容量等が分かる書類 6 その他市長が必要と認める書類
交付金交付決定通知書様式		様式第3号
交付決定通知書の交付時期		交付申請書類收受後、おおむね1か月
実績報告書	様式	様式第9号
	提出期限	交付申請をする日の属する年度の2月末まで
	添付書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 実績報告書総括表（様式第10号）※設置個所が複数ある場合のみ。 2 実績報告書個票（様式第11号（その1）） 3 施工前後の写真 4 PPA契約書の写し（またはリース契約書の写し） 5 蓄電池の仕様が分かる資料（様式自由） 6 その他市長が必要と認める書類
交付金の交付の時期		実績報告書の收受後、1か月以内
その他交付要件		<ul style="list-style-type: none"> ・ 整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は、原則、交付対象外と

	<p>する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について J-クレジット制度への登録を行わないこと。
申請等様式の特例	<ul style="list-style-type: none"> 交付申請書（様式第 1 号）、実績報告書（様式第 9 号）及び実績報告書総括表（様式第 10 号）以外の様式は、その内容が規定様式と比して不足がないときに限り、他の書式によって代用することができる。 1（1）と同時に交付申請する場合で、添付書類が 1（1）の交付申請と重複するものについては、その添付を省略することができる。（実績報告等について同じ。）

（3） 自家消費型太陽光発電設備（自己所有家庭用・事業用）

交付金交付の目的	<p>太陽光発電設備に係る整備費用の一部を補助することにより、太陽光発電設備の更なる普及と再生可能エネルギーの利用の促進を目的とする。</p>
交付対象者	<p>住宅又は事業所等に太陽光発電設備を設置する者（P P A及びリースによるものを除く）</p>
交付対象事業	<p>自家消費型太陽光発電設備を設置する事業で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国実施要領別紙 2 の 2 ア（ア）に定める交付要件を満たすこと。 2 太陽光発電設備の発電電力量等の計測器が設置されること。 3 小田原市内に設置されるものであること。

	<p>4 事業用として事業所等に設置される太陽光発電設備で発電した電力のうち余剰電力を売却する場合においては、市登録発電事業者（小田原市地産地消再エネ事業者登録事務要領第4条第2項により登録されたものをいう。）を介して市が指定するエリアエネルギーマネジメント事業者に売却すること。（ただし、単独250kW以上の太陽光発電設備の場合、地産地消再エネ事業者を介さずに市が指定するエリアエネルギーマネジメント事業者に直接売却することも可。）</p> <p>5 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業でないこと。</p>				
<p>交付金額</p>	<p>5万円/kW（事業用として事業所等に設置されるもの）</p> <p>7万円/kW（家庭用として住宅等に設置されるもの）</p> <p>上記にかかわらず、ソーラーカーポート等を導入する場合は次のとおりとする。</p> <p>補助対象事業費の1/3（ソーラーカーポートを導入する場合）</p> <p>補助対象事業費の3/5（建材一体型太陽光発電設備（窓）を導入する場合）</p> <p>補助対象事業費の1/2（建材一体型太陽光発電設備（壁）を導入する場合）</p> <p>※いずれも上限500万円/件</p>				
<p>交付申請書</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="376 1841 579 1933"> <p>様式</p> </td> <td data-bbox="579 1841 1386 1933"> <p>様式第1号</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="376 1933 579 2033"> <p>提出期限</p> </td> <td data-bbox="579 1933 1386 2033"> <p>交付申請をする日の属する年度の1月末まで</p> </td> </tr> </table>	<p>様式</p>	<p>様式第1号</p>	<p>提出期限</p>	<p>交付申請をする日の属する年度の1月末まで</p>
<p>様式</p>	<p>様式第1号</p>				
<p>提出期限</p>	<p>交付申請をする日の属する年度の1月末まで</p>				

	添付書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 交付申請書別葉（様式第1号） 2 事業者であることを証する書類の写し※事業用として事業所等に設置する場合のみ。 3 申請者の登記事項証明書の写し※申請者が法人の場合のみ。 4 役員等氏名一覧表（様式第2号） 5 申請日の属する年度に取得した完納証明書等の小田原市税に係る滞納が無いことを証する書類の写し 6 設置費用の根拠となる書類 7 設備容量等が分かる書類 8 その他市長が必要と認める書類
交付金交付決定通知書様式		様式第3号
交付決定通知書の交付時期		交付申請書類收受後、おおむね1か月
実績報告書	様式	様式第9号
	提出期限	交付申請をする日の属する年度の2月末まで
	添付書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 実績報告書別葉（様式第11号（その2）） 2 施工前後の写真 3 交付決定日以降に補助対象設備に係る契約行為を行ったことが分かる書類 4 その他市長が必要と認める書類
交付金の交付の時期		実績報告書の收受後、1か月以内

その他交付要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は、原則、交付対象外とする。 ・ 法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。
申請等様式の特例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交付申請書（様式第1号）及び実績報告書（様式第9号）以外の様式は、その内容が規定様式と比して不足がないときに限り、他の書式によって代用することができる。

（3の2）蓄電池（自己所有型家庭用）

交付金交付の目的	太陽光発電設備に係る蓄電池の整備費用の一部を補助することにより、太陽光発電設備の更なる普及と再生可能エネルギーの利用の促進を目的とする。
交付対象者	家庭用として住宅に蓄電池を設置する者（PPA及びリースによるものを除く）
交付対象事業	<p>1（1）又は1（3）の付帯設備であって家庭用として住宅等に設置される蓄電池を設置する事業で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国実施要領別紙2の2ア（イ）に定める交付要件を満たすこと。 2 小田原市内に設置されるものであること。 3 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業でないこと。
交付金額	蓄電池の価格（円/kWh）の1/3（ただし、4.7万

		円／kWhを上限とする。)
交付申請書	様式	様式第1号
	提出期限	交付申請をする日の属する年度の1月末まで
	添付書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 交付申請書別葉（様式第1号別葉） 2 役員等氏名一覧表（様式第2号） 3 申請日の属する年度に取得した完納証明書等の小田原市税に係る滞納が無いことを証する書類の写し 4 設置費用の根拠となる書類 5 設備容量等が分かる書類 6 その他市長が必要と認める書類
交付金交付決定通知書様式		様式第3号
交付決定通知書の交付時期		交付申請書類收受後、おおむね1か月
実績報告書	様式	様式第9号
	提出期限	交付申請をする日の属する年度の2月末まで
	添付書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 実績報告書個票（様式第11号（その2）） 2 施工前後の写真 3 交付決定日以降に補助対象設備に係る契約行為を行ったことが分かる書類 4 その他市長が必要と認める書類
交付金の交付の時期		実績報告書の收受後、1か月以内

<p>その他交付要件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は、原則、交付対象外とする。 ・法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。
<p>申請等様式の特例</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・交付申請書（様式第1号）及び実績報告書（様式第9号）以外の様式は、その内容が規定様式と比して不足がないときに限り、他の書式によって代用することができる。 ・1（3）と同時に交付申請する場合で、添付書類が1（3）の交付申請と重複するものについては、その添付を省略することができる。（実績報告等について同じ。）

（4） ソーラーシェアリング

<p>交付金交付の目的</p>	<p>ソーラーシェアリングの整備費用の一部を補助することにより、太陽光発電設備の更なる普及と再生可能エネルギーの利用の促進を目的とする。</p>
<p>交付対象者</p>	<p>ソーラーシェアリング設備を設置する者</p>
<p>交付対象事業</p>	<p>次に掲げる要件を全て満たすものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国実施要領別紙2の2イ（キ）に定める交付要件を満たすこと。 2 太陽光発電設備の発電電力量等の計測器が設置されること。 3 小田原市内に設置されるものであること。 4 太陽光発電設備で発電した電力のうち当該太陽光発

		<p>電設備の敷地内で自家消費されないものについては、市登録発電事業者（小田原市地産地消再エネ事業者登録事務要領第4条第2項により登録されたものをいう。）を介して市が指定するエリアエネルギーマネジメント事業者に売却すること。（ただし、単独250kW以上の太陽光発電設備の場合、地産地消再エネ事業者を介さずに市が指定するエリアエネルギーマネジメント事業者に直接売却することも可。）</p> <p>5 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業でないこと。</p>
交付金額		補助対象事業費の1 / 2
交付申請書	様式	様式第1号
	提出期限	交付申請をする日の属する年度の1月末まで
	添付書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 交付申請書別葉（様式第1号別葉） 2 申請者の登記事項証明書の写し※申請者が法人の場合のみ。 3 役員等氏名一覧表（様式第2号） 4 申請日の属する年度に取得した完納証明書等の小田原市税に係る滞納が無いことを証する書類の写し 5 設置費用の根拠となる書類 6 設備容量等が分かる書類 7 その他市長が必要と認める書類
交付金交付決定通知書様式		様式第3号

交付決定通知書の交付時期		交付申請書類收受後、おおむね1か月
実績報告書	様式	様式第9号
	提出期限	交付申請をする日の属する年度の2月末まで
	添付書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 実績報告書別葉（様式11号（その3）） 2 設置費用の根拠となる資料 3 施工前後の写真 4 交付決定日以降に補助対象設備に係る契約行為を行ったことが分かる書類 5 その他市長が必要と認める書類
交付金の交付の時期		実績報告書の收受後、1か月以内
その他交付要件		<ul style="list-style-type: none"> ・ 整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は、原則、交付対象外とする。 ・ 法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。
申請等様式の特例		<ul style="list-style-type: none"> ・ 交付申請書（様式第1号）及び実績報告書（様式第9号）以外の様式は、その内容が規定様式と比して不足がないときに限り、他の書式によって代用することができる。

(4の2) 余剰再エネ供給型太陽光発電設備（認定再エネ導入事業）

交付金交付の目的	小田原市気候変動対策推進計画に基づいて地域脱炭素化促進事業（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第2条に定めるものをいう。）に認定
----------	---

	<p>した再生可能エネルギー発電事業（以下、「認定再エネ導入事業」という。）を実施する者に対し、その整備費用の一部を補助することにより、幅広い地域共生型太陽光発電設備の更なる普及と再生可能エネルギーの利用の促進を目的とする。</p>
交付対象者	認定再エネ導入事業を実施する者
交付対象事業	<p>次に掲げる要件を全て満たすものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国実施要領別紙2の2イ（キ）に定める交付要件を満たすこと。 2 太陽光発電設備の発電電力量等の計測器が設置されること。 3 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業でないこと。 4 認定再エネ導入事業であること。 5 太陽光発電設備で発電した電力のうち当該太陽光発電設備の敷地内で自家消費されないものについては、市登録発電事業者（小田原市地産地消再エネ事業者登録事務要領第4条第2項により登録されたものをいう。）を介して市が指定するエリアエネルギーマネジメント事業者に売却すること。（ただし、単独250kW以上の太陽光発電設備の場合、地産地消再エネ事業者を介さずに市が指定するエリアエネルギーマネジメント事業者に直接売却することも可。）
交付金額	補助対象事業費の1／2

交付申請書	様式	様式第1号
	提出期限	交付申請をする日の属する年度の1月末まで
	添付書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 交付申請書別葉（様式第1号別葉） 2 申請者の登記事項証明書の写し※申請者が法人の場合のみ。 3 役員等氏名一覧表（様式第2号） 4 申請日の属する年度に取得した完納証明書等の小田原市税に係る滞納が無いことを証する書類の写し 5 設置費用の根拠となる書類 6 その他市長が必要と認める書類
交付金交付決定通知書様式		様式第3号
交付決定通知書の交付時期		交付申請書類收受後、おおむね1か月
実績報告書	様式	様式第9号
	提出期限	交付申請をする日の属する年度の2月末まで
	添付書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 実績報告書別葉（様式11号（その3）） 2 設置費用の根拠となる資料 3 施工前後の写真 4 交付決定日以降に補助対象設備に係る契約行為を行ったことが分かる書類 5 その他市長が必要と認める書類
その他交付要件		・整備する設備は、商用化され、導入実績があるもので

	<p>あること。また、中古設備は、原則、交付対象外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について J-クレジット制度への登録を行わないこと。
申請等様式の特例	<ul style="list-style-type: none"> ・交付申請書（様式第 1 号）及び実績報告書（様式第 9 号）以外の様式は、その内容が規定様式と比して不足がないときに限り、他の書式によって代用することができる。 ・認定事業の取消が生じた際に、直ちに報告すること。 ・1(4)の2の交付申請の添付書類について、認定事業の申請に要した添付書類と重複するものについては、認定事業申請への添付をもって代えることができる。（実績報告等において同じ。）

(5) 高効率空調、高効率照明（自己所有）

交付金交付の目的	<p>事業の用に供する高効率空調設備又は高効率照明設備の整備費用の一部を補助することによりエネルギー消費を抑制し、もって温室効果ガスの排出抑制を図る。</p>
交付対象者	<p>小田原市内において事業の用に供する高効率空調設備又は高効率照明設備を設置する者（リース契約によるものを除く。）</p>
交付対象事業	<p>次に掲げる要件を全て満たすものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国実施要領別紙 2 の 2 ウ（チ） a 又は c に定める交付要件を満たすこと 2 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業でないこと。

<p>交付金額</p>	<p>高効率空調設備の補助対象事業費の1/2 高効率照明設備の補助対象事業費の1/2</p> <p>(ただし、千円未満切り捨てとし、500万円を上限とする。なお、再エネ電力(「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たすもので、再エネが1年間の総電力供給量の30%以上含まれる電気(FIT電気の場合は、非化石証明書等の使用により、実質的に再エネとなる電気)をいう。以下、同じ。)の利用に係る電力需給契約を締結している又は締結する場合に限り、600万円を上限とする。)</p>	
<p>交付申請書</p>	<p>様式</p>	<p>様式第1号</p>
	<p>提出期限</p>	<p>交付申請をする日の属する年度の1月末まで</p>
	<p>添付書類</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 交付申請書別葉(様式第1号別葉) 2 事業者であることを証する書類の写し 3 申請者の登記事項証明書の写し※申請者が法人の場合のみ。 4 役員等氏名一覧表(様式第2号) 5 申請日の属する年度に取得した小田原市税に係る完納証明書の写し 6 設置費用の根拠となる書類 7 設備容量等が分かる書類 8 その他市長が必要と認める書類
<p>交付金交付決定通知書様式</p>	<p>様式第3号</p>	

交付決定通知書の交付時期		交付申請書類收受後、おおむね1か月
実績報告書	様式	様式第9号
	提出期限	交付申請をする日の属する年度の2月末まで
	添付書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 実績報告書別葉（様式11号（その4）） 2 設置費用の根拠となる資料 3 施工前後の写真 4 交付決定日以降に補助対象設備に係る契約行為を行ったことが分かる書類 5 その他市長が必要と認める書類
交付金の交付の時期		実績報告書の收受後、1か月以内
その他交付要件		<ul style="list-style-type: none"> ・ 整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は、原則、交付対象外とする。 ・ 法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。
申請等様式の特例		交付申請書（様式第1号）及び実績報告書（様式第9号）以外の様式は、その内容が規定様式と比して不足がないときに限り、他の書式によって代用することができる。